

石川県移住創業者利子補給事務取扱要領

1. 趣旨

この要領は、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、石川県移住創業者無利子化補助金（以下、「補助金」という。）に係る利子補給事務に必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この要領において、次に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業者向け融資制度

次のいずれかに該当する融資制度

ア 石川県創業者支援融資制度

イ 石川県小口零細融資制度

（創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分）

(2) 認定機関等

石川県制度金融通則 5 に規定するもののうち商工会議所及び商工会をいう。なお、利子補給事務においては、商工会は、石川県商工会連合会を経由して行うものとする。

(3) 移住創業者

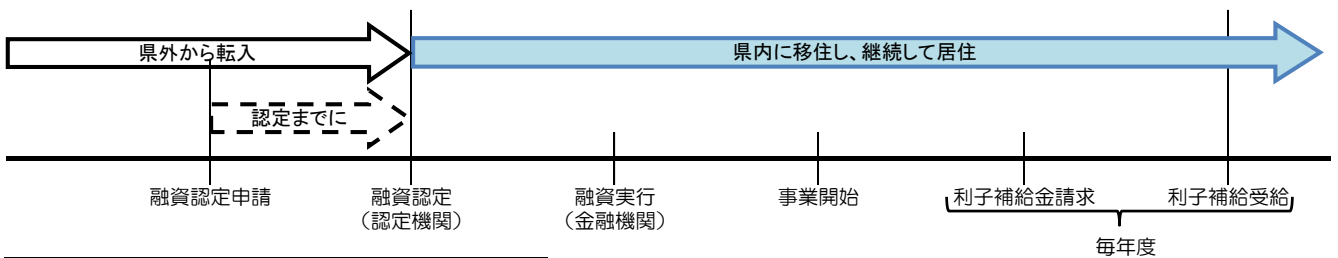
石川県外から県内に転入して居住し、中小企業者として新たに創業するものであって、創業者向け融資制度を利用することができるもの

3. 利子補給対象者

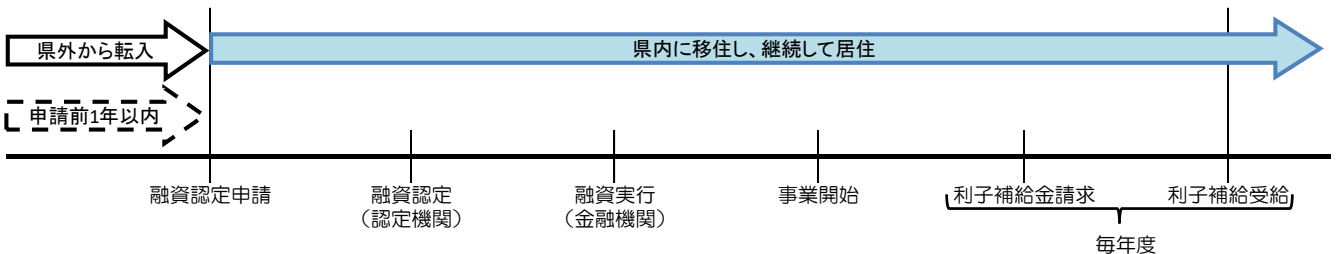
移住創業者のうち利子補給を受けることができる者は、要綱第三条各号に規定するものとする。

<利子補給対象者イメージ>

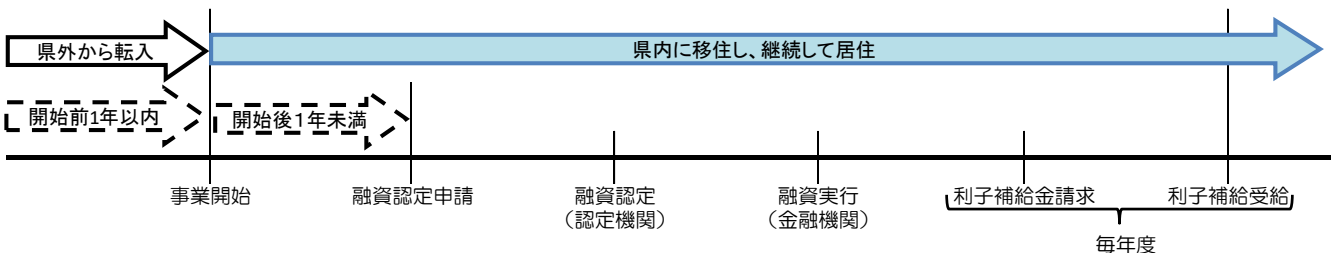
要綱第3条第二号アのケース（申請後転入）



要綱第3条第二号イのケース（申請前1年以内転入）



要綱第3条第二号ウのケース（事業開始後の利用）



4. 利子補給対象期間

利子補給対象期間は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間に融資を受け、利払い開始日から起算して36ヵ月後の約定日までの利払い期間とし、それ以降に支払われた利息は、利子補給の対象としない。

5. 利子補給金額の算定

利子補給金額は、毎年1月1日から12月31日までの間において支払われた利息に対して実額を交付するものとする。ただし、平成28年度においては、平成28年4月1日から12月31日までの分について交付する。

6. 利子補給金認定申請

移住創業者は、創業者向け融資制度認定申請時に、利子補給金認定申請書（様式1）に必要書類を添えて認定機関等に提出するものとする。

7. 利子補給金認定書の発行

認定機関等は、知事が補助を承認したときは、移住創業者に対し、利子補給金認定書（様式1）を発行するものとする。

8. 利子補給金請求

移住創業者は、認定機関等が別途指示する日までに、利子補給金請求書（様式4）に必要書類を添えて認定機関等へ提出するものとする。

9. 利子補給金支払

認定機関等は、県から補助金の交付を受けたときは、速やかに移住創業者の返済用口座へ利子補給金の振込を行うものとする。

10. 利子補給金提出書類

(1) 制度認定時

提出書類	備考
利子補給金認定申請書（2部）	様式1
個人情報の提供に関する同意書	様式2
印鑑登録証明書（本人、法人の場合は代表者及び法人のもの）	原紙（原紙確認時は写し可）
戸籍の附表の写し	原紙（原紙確認時は写し可）

(2) 補助承認時（変更時）

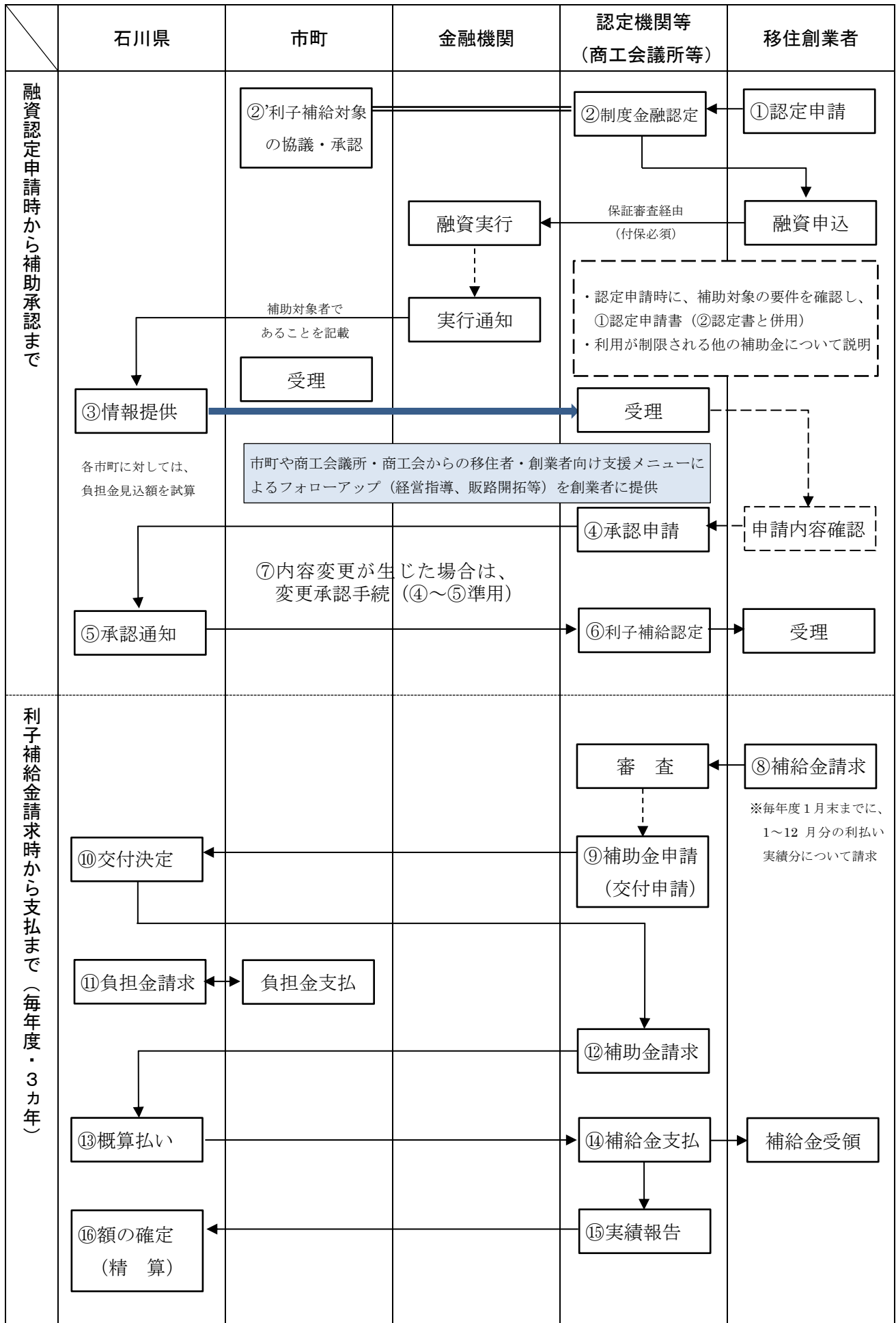
提出書類	備考
金融機関の約定償還が確認できる契約書又は返済予定表	原紙確認、写し提出
【変更時】変更があったことを証する書類 （住民票の写し、印鑑登録証明書、商業登記簿謄本等）	原紙（原紙確認時は写し可）

(3) 利子補給金請求時（毎年度・3ヵ年）

提出書類	備考
利子補給金請求書	様式4
納税証明書（県税及び市税の未納がないことの証明書類）	原紙（原紙確認時は写し可）
住民票の写し（申請の1ヵ月以内に発行されたもの・代表者）	原紙（原紙確認時は写し可）
商業登記簿謄本又は全部事項証明書、現在事項証明書 （申請の1ヵ月以内に発行されたもの・法人のみ）	原紙（原紙確認時は写し可）
金融機関への支払いが確認できる預金通帳又は領収書等	原紙確認、写し提出

(4) その他、(1) から (3) のほか、内容確認に必要な認定機関が別途指示する書類

利子補給事務申請手続き



【利子補給事務申請手続きの説明】

＜利子補給承認申請時＞

① 制度金融認定申請・利子補給金認定申請

移住創業者は、認定機関等に必要書類を添えて、各申請書を提出する。

② 制度金融認定

認定機関等は、申請内容を審査し、当該制度の目的や要件に該当しているかを確認し、制度融資に係る認定書を発行する。利子補給対象については、必要に応じて市町と協議を行う。

③ 情報提供

県は、金融機関が移住創業者に融資を行い、実行報告書の提出があったときは、市町及び認定機関等に対し、補助金対象者として情報提供を行う。

＜補助承認時（変更時）＞

④ 補助承認申請

認定機関等は、県からの情報提供があったときは、移住創業者から融資内容を確認し、補助承認申請書（様式 1）を知事に提出する。なお、商工会は、石川県商工会連合会を経由すること。

⑤ 補助承認通知

知事は、申請内容を審査し、適正と認められればこれを承認し、認定機関等へ通知する。

⑥ 利子補給金認定書の発行

認定機関等は、知事が補助を承認したときは、移住創業者に対し、利子補給金認定書（様式 1）を発行する。

⑦ 補助変更承認申請（変更がない場合は不要）

認定機関等は、承認後にその内容に変更が生じたときは、④から⑤までの手続きを準用し、変更承認を受けなければならない。なお、商工会は、石川県商工会連合会を経由すること。

＜利子補給金請求時（毎年度・3 カ年）＞

⑧ 利子補給金請求

移住創業者は、毎年度、認定機関等に必要書類を添えて、請求書（様式 4）を提出する。

⑨ 交付申請

認定機関等は、請求内容を確認し、毎年 1 月から 12 月までの間に係る一借入ごとの利子補給額に係る補助金額を算出し、補助金交付申請書を知事に提出する。なお、石川県商工会連合会にあっては、商工会から進達があった請求書を集約し、申請を行う。

⑩ 交付決定

知事は、申請内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定を認定機関等へ通知する。

⑪ 市町負担金請求（支払）

県は、認定機関等に支給する補助金のうち、市町負担分を積算して請求する。

市町は、県の請求を受けて負担金を県に支払う。

⑫ 補助金請求

認定機関等は、補助金請求書を知事に提出する。なお、商工会においては、石川県商工会連合会が集約して請求を行う。

⑬ 概算払い

知事は、認定機関等に補助金を支払う。

⑭ 利子補給支払

認定機関等は、移住創業者に利子補給を行う。なお、商工会においては、石川県商工会連合会が集約して支払事務を行う。

⑮ 実績報告

認定機関等は、補助事業を精算し、実績報告書を知事に提出する。

⑯ 額の確定

知事は、実績報告書を審査し、適正と認めるときは、額の確定を認定機関等へ通知する。

チェックリスト（※該当する項目をチェックすること）

＜移住創業者＞

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____

□ 利子補給承認申請時

チェックリスト		添付書類確認
要綱3①	<input type="checkbox"/> 県の創業者向け制度融資を利用していること	<input type="checkbox"/> 制度融資認定書類
要綱3②	<input type="checkbox"/> 該当記号（ ）に該当	<input type="checkbox"/> 利子補給承認申請書・承認書
要綱3③	<input type="checkbox"/> 転入前1年以内に石川県内に住所なし	<input type="checkbox"/> 戸籍の附表の写し
要綱3⑤	<input type="checkbox"/> 個人情報等の提供に同意していること	<input type="checkbox"/> 個人情報の提供に関する同意書
要領10	<input type="checkbox"/> 申請書の添付書類がすべて具備されており、申請書の記載内容と相違ないこと	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 (本人、法人の場合は代表者及び法人のもの)
要綱3⑦	<input type="checkbox"/> その他確認が必要な事項（ ）	

□ 利子補給請求時

チェックリスト		確認項目
要綱3①	<input type="checkbox"/> 実際に償還が行われていること	<input type="checkbox"/> 金融機関への支払いが確認できる 預金通帳又は領収書等
要綱3②	<input type="checkbox"/> 認定申請時の内容と相違ないこと	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
要綱3④	<input type="checkbox"/> 利子補給受給時において、県内の市町に居住し、県内で引き続き事業を営んでいること	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本等（法人の場合） (事業実施場所) (代表者現住所)
要綱3⑥	<input type="checkbox"/> 県税・市町税を滞納していないこと	<input type="checkbox"/> 納税証明書等
要綱3⑦	<input type="checkbox"/> その他確認が必要な事項（ ）	
要綱6,7	<input type="checkbox"/> あらかじめ知事の承認を得ていること <input type="checkbox"/> 融資条件が変更されている場合は、知事からあらかじめ変更承認を得ていること	<input type="checkbox"/> 補助承認通知書 <input type="checkbox"/> 変更承認通知書 <input type="checkbox"/> 金融機関への約定返済が確認できる 契約書又は返済予定表 <input type="checkbox"/> 変更があったことを証する書類
要領7	<input type="checkbox"/> 利子補給金の対象として認定していること	<input type="checkbox"/> 利子補給金認定書
要領8 要領9	<input type="checkbox"/> 会社名・代表者名・住所が適切であること <input type="checkbox"/> 請求書の押印が申請時と一致していること <input type="checkbox"/> 請求額と利払い額が一致していること <input type="checkbox"/> 振込口座が金融機関から融資を受けた口座と一致していること	<input type="checkbox"/> 利子補給金請求書
	<input type="checkbox"/> 受給可能期間（3年間）であること	融資実行日（ 年 月 日）

上記について確認し、適当であると認める。

確認者職・氏名 _____

様式1

番 号
年 月 日

(商工会議所会頭)
(石川県商工会連合会長 (商工会経由)) 様

所 在 地
(住 所)
企 業 名
代 表 者 名

移住創業者利子補給金認定申請書

石川県移住創業者利子補給事務取扱要領6に基づき、下記のとおり、必要書類を添えて提出します。

記

- 1 代表者住所 (旧住所)
(新住所)
- 2 転入日
- 3 事業内容
- 4 資金名
- 5 申込金額
- 6 資金使途

移住創業者利子補給金認定書

石川県移住創業者利子補給事務取扱要領7に基づき、移住創業者利子補給金の対象者であることを認定します。

記

年 月 日

(商工会議所会頭)
(石川県商工会連合会長)

個人情報提供に関する同意書

石川県移住創業者利子補給金を受給するにあたり、受給要件確認のほか、移住その他創業に関する支援を関係機関から受けるために、下記の個人情報について、関係機関へ提供することに同意します。

記

(同意内容)

- 1 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- 2 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
- 3 預金残高情報・資産に関する情報
- 4 本人、又は本人が代表を務める法人における融資残高・返済状況等、与信取引状況に関する情報（過去のものを含む）
- 5 申込時及び申込後に提出する書類に記載されたすべての情報

(関係機関)

- 1 石川県
- 2 移住先及び事業地の市町

年 月 日

(商工会議所会頭)

(石川県商工会連合会長（商工会経由）) 様

住 所
氏 名

(担当者の面前で署名したものであること)

市（町）長 様
(商工会議所 会頭)
(商工会 会長)

移住創業者利子補給認定に係る協議について

年 月 日付けで申込みがありました下記の申請者について、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第3条第2号エに該当するものとして承認いただきたく、協議いたします。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 代表者住所 (旧住所)
(新住所)
- 5 転入日
- 6 協議理由
- 7 その他 別添申請書(写)のとおり

移住創業者利子補給認定に係る承認について

協議のあった上記申請者については、石川県移住創業者無利子化補助金交付要綱第3条第2号エに該当するものとして承認します。

年 月 日

市（町）長

様式 4

年 月 日

(商工会議所会頭)
(石川県商工会連合会長 (商工会経由)) 様

所在地
(住所)
企業名
代表者名

移住創業者利子補給金請求書

石川県移住創業者利子補給事務取扱要領 8 に基づき、下記のとおり、必要書類を添えて
請求します。

記

請 求 額

円

(制度融資返済用口座と同一のもの)

振込先 銀行 支店

口座番号 (普・当)